

山梨県公共事業評価実施要綱

(趣 旨)

第1条 公共事業は、県民生活を豊かにし経済発展の基盤となるとともに、暮らしと経済活動の安全性を確保する社会資本を整備することを目的に実施するものであるが、限られた財源を有効に活用するため、公共事業の実施に当たっては、県民にとって真に必要性が高く、より大きな効果が早期に得られる事業を効率的に実施することが求められている。

そのため、公共事業等評価システムに基づき、事業の実施段階に応じ、事業の貢献度や経済効率性、進捗率、達成度等を評価し、対応方針等を事業に反映することにより、効果的、効率的な事業の実施を図るとともに、実施過程の透明性を図り県民への説明責任を達成する。

(公共事業の範囲)

第2条 公共事業評価の対象となる事業は、県（林政部、農政部及び県土整備部）が実施主体となって行う社会資本整備のための事業（事業化に必要な調査を含む）及び市町村等が実施主体となって行う社会資本整備に対する市町村等への補助事業とする。

2 前項の事業のうち、次の各号のいずれかに該当するものについては、対象事業から除くことができるものとする。

- (1) 災害復旧事業
- (2) 維持管理等（補修・修繕を含む）を目的とする事業
- (3) 目的、内容等から除外することが適当として別に定める事業

(公共事業評価の種類)

第3条 公共事業評価は、事業の実施段階に応じ、事前評価、再評価、事後評価に分けて実施することとし、事前評価は予算化の前に、再評価は事業開始（予算化）後、一定期間が経過した段階で、また、事後評価は事業完了後、一定期間が経過した段階で実施する。

(評価委員会の意見の尊重)

第4条 公共事業評価の実施に当たっては、第7条に定める山梨県公共事業評価委員会の意見を聞き、その意見を尊重するものとする。

(評価の実施)

第5条 公共事業評価の対象事業を所管する部は、第8条に定める公共事業評価会議を開催し、対象事業について事業概要等を記した評価調書に基づき評価を行い、庁内調整のうえ、対応方針を決定する。

2 評価対象事業所管部は、第9条、第10条及び第11条に定める事業にあつては、

前項の対応方針について、山梨県公共事業評価委員会に意見を求める。

3 評価対象事業所管部は、公共事業評価会議を開催し、山梨県公共事業評価委員会から具申のあった意見を尊重し、最終的な対応方針を決定する。

4 評価調書の様式については別に定める。

(公共事業評価結果等の公表)

第6条 公共事業評価の対象事業を所管する部は、別に定めるところにより評価結果及び対応方針を公表するものとする。

(山梨県公共事業評価委員会)

第7条 公共事業評価の適正化を図るため、評価に対する第三者の意見を求める機関として、山梨県公共事業評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

2 評価委員会は、県が提出した対象事業にかかる対応方針について審議を行い、知事に意見の具申を行うものとする。

3 評価委員会の組織、運営に関する事項は、別に定める。

(公共事業評価会議)

第8条 公共事業評価の決定機関として、林政部、農政部及び県土整備部毎に公共事業評価会議（以下「評価会議」という。）を設置する。

2 評価会議は、公共事業評価の実施及び対応方針の決定等を行うものとする。

3 評価会議の組織、運営に関する事項は、別に定める。

(事前評価)

第9条 事前評価は、事業開始（事業採択、予算化）前に、事業実施の是非を決定するために実施する。

2 事前評価は、県が実施主体となつて行う事業及び市町村等への補助事業で、次の各号のいずれかに該当するものについて実施する。

(1) 新たに事業費を予算化しようとする事業

(2) 上記事業の事業化に必要な調査等

3 市町村等への補助事業の事前評価は、当該市町村等が実施した事前評価結果の確認をもって代える。

4 事前評価を実施する時期は、当該事業にかかる予算を計上しようとする年度の前年度とする。

5 事前評価は、次に掲げる基本的な視点を踏まえるものとする。

(イ) 事業実施の妥当性

イ 公共関与、事業実施主体の妥当性

ロ 経済効率性

ハ 事業実施・規模の妥当性

- ニ 整備手法の有効性
- ホ 環境負荷への配慮
- ヘ 事業計画の妥当性
- (ロ) 事業間優先度
 - イ 事業の目標に対する貢献度
 - ロ 事業実施に伴う副次効果

6 総事業費10億円以上の事業については、評価委員会へ、事業実施の妥当性について意見を求めるものとする。ただし、市町村等への補助事業であって、当該市町村等において外部評価を実施したものは除くこととする。

(再評価)

第10条 再評価は、事業開始(事業採択、予算化)後一定期間が経過した段階で、事業継続の是非等を決定するために実施する。

2 再評価は、県が実施主体となって行う事業で、次の各号のいずれかに該当するものについて実施する。ただし、再評価を実施しようとする年度内に完了又は既に主要工事を完了している事業は除くこととする。

- (1) 事業開始前の準備・計画段階にあつて、調査費が初めて予算化されてから概ね5年間経過した事業(ダム事業等の実施計画調査に限る)
- (2) 事業開始から概ね5年間経過した時点で未着工(用地買収及び工事のいずれにも着手していないものをいう。)の事業
- (3) 事業開始から概ね10年間経過した時点で継続中の事業
- (4) 再評価実施から概ね5年間経過した時点で継続中の事業

ただし、供用開始後の流域下水道事業にあつては、概ね10年間とする。なお、10年以内であっても、全体計画に変更が生じた場合は、対象とする。

(5) その他、社会的状況の急激な変化等により見直しの必要が生じた事業

3 再評価を実施する時期は、前項第1号から第4号の事業にあつては、当該年数を経過した日の属する年度とし、前項第5号の事業にあつては、適宜速やかに実施するものとする。

4 再評価は、次に掲げる基本的な視点を踏まえるものとする。

- イ 事業の進捗状況
- ロ 事業を巡る社会経済情勢等の変化
- ハ 再評価時点での費用対効果の分析結果
- ニ コスト縮減や代替案立案等の可能性
- ホ 事業の進捗の見込み

5 評価委員会へ意見を求める事業は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。ただし、再評価対象全事業を評価委員会に報告するものとする。

- (1) 総事業費10億円以上の事業で、次のいずれかに該当する事業
 - イ 第10条第2項(1)(2)(5)に該当する事業

- ロ 第10条第2項(3)(4)に該当する事業のうち、直近の評価から1割以上の総事業費の増額または計画期間の延長のいずれかの変更がある事業
なお、計画期間の短縮及び総事業費の減額は対象外とするが、計画内容に著しい変更がある場合は、この限りではない。
- (2) 総事業費10億円未満の事業で、次のいずれかに該当する事業
 - イ 今回の変更により10億円以上となる事業
 - ロ 直近の評価から3割以上の総事業費の増額または計画期間の延長のいずれかの変更がある事業(ただし、変更後の総計画期間が5年以下は除く)
- (3) 評価委員会において審議することが適当と判断した事業

(事後評価)

第11条 事後評価は、事業完了後一定期間が経過した段階で、事業の達成度を検証し、再度の事後評価や改善措置の必要性等を決定するために実施する。

2 事後評価は、県が実施主体となって行う事業で、次の各号のいずれかに該当するものについて実施する。

- (1) 総事業費10億円以上の事業
- (2) 全体計画において完成又は概成した水系・幹川で新たな事業を実施する必要性が生じた当該計画にかかる全事業(治山事業又は砂防事業に限る。)
- (3) その他、社会経済情勢の変化等により事後評価の実施が必要と判断した事業

3 事後評価を実施する時期は、前項第1号の事業にあつては、事業が完了してから概ね5年間経過した日の属する年度とし、前項第2号の事業にあつては、新たな事業を実施しようとする年度の前年度、前項第3号の事業にあつては、適宜速やかに実施するものとする。

4 事後評価は、次に掲げる基本的な視点を踏まえるものとする。

- イ 事業の貢献度
- ロ 費用対効果分析の算定基礎となった要因等の変化
- ハ 事業実施による環境の変化
- ニ 社会経済情勢の変化

5 評価委員会へ意見を求める事業は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。ただし、事後評価対象全事業を評価委員会に報告するものとする。

- (1) 評価実施年度において同一主要目標が複数ある場合、評価会議が選定した事業(同一主要目標につき1事業を選定)

なお、選定は次に掲げる視点を踏まえ、総合的に判断するものとする。

- イ 主要目標等の達成状況
- ロ 計画変更の状況等

- (2) 評価委員会において審議することが適当と判断した事業

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、公共事業評価の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

第1条 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

第2条 本要綱の施行に伴い、山梨県公共事業再評価実施要綱、山梨県公共事業事後評価実施要綱、山梨県公共事業評価委員会設置要綱及び公共事業等評価会議設置要綱は廃止する。

第3条 この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

第4条 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。